

指名停止措置業者一覧表（令和８年７月９日現在）

業 者 名	期 間	備 考
株式会社エス・ピー・シー	R8.7.9 ～ R8.9.8	同社は、雑誌、パンフレット、ウェブサイト等の制作等に係る原稿、デザイン、写真データ等の作成、イベント等の実施に係る司会等の委託において、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第３条第１項（取引条件の明示義務）、第４条第５項（期日における報酬支払義務）及び第５条第１項第２号（報酬の減額の禁止）の規定に違反する事実が認められたとして、令和８年６月18日、公正取引委員会から同法の規定に基づく取引の適正化や再発防止を求める勧告を受けた。